

○福岡市建築関係手数料条例（一部抜粋）

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 13 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により徴収する手数料のうち建築関係の手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料を徴収する事務等）

第 2 条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1 件についての金額とする。

(2) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)関係の手数料 別表第 2

(4) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)関係の手数料 別表第 4

（件数の取扱い）

第 3 条 手数料を徴収する際の件数の取扱いについては、規則で定める。

（手数料の徴収時期）

第 4 条 手数料は、事務執行請求の際に徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の不還付）

第 5 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第 6 条 市長は、公益上必要があると認めるとき又は災害その他特別な理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 29 日条例第 31 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 1 2 の項、3 の項、5 の項、6 の項及び 8 の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成 13 年規則第 94 号により平成 13 年 5 月 18 日から施行）

附 則(平成 14 年 12 月 19 日条例第 54 号)

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 2 の改正規定(1 の項中「第 62 条の 3 第 4 項第 10 号ハ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ハ」に改める部分及び 2 の項中「第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ニ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 12 号ニ」に改める部分に限る。)及び別表第 4 の改正規定 公布の日

(2) 別表第 2 の改正規定(1 の項中「第 62 条の 3 第 4 項第 10 号ハ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ハ」に改める部分及び 2 の項中「第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ニ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 12 号ニ」に改める部分を除く。) 規則で定める日

（平成 14 年規則第 132 号により平成 14 年 12 月 9 日から施行）

附 則(平成 15 年 9 月 25 日条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 29 日条例第 31 号)

この条例は、平成 16 年 5 月 17 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 99 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 23 日条例第 106 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 29 号)

この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 21 日条例 60 号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 3 に 2 の項を加える改正規定

規則で定める日（平成 18 年 9 月 28 日規則第 124 号により、平成 18 年 9 月 30 日と定められる。）

(2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定

平成 19 年 1 月 1 日

附 則（平成 19 年 3 月 15 日条例 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 の改正規定

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）の施行の日

(2) 別表第 3 1 の項及び 2 の項並びに別表 4 の改正規定

平成 19 年 11 月 30 日

別表第 2

(平成 14 条例 54・平成 15 条例 52・平成 17 条例 99・平成 17 条例 106・一部改正)

事務	名称	金額
1 租税特別措置法(以下この表において「法」という。)第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イ、第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ、第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハ、第 63 条第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イ又は第 68 条の 69 第 3 項第 5 号イ若しくは第 7 号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる造成宅地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 0.1 ヘクタール未満のもの 86,000 円 (2) 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のもの 130,000 円 (3) 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のもの 190,000 円 (4) 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの 260,000 円 (5) 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のもの 390,000 円 (6) 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のもの 510,000 円 (7) 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のもの 660,000 円 (8) 10 ヘクタール以上のもの 870,000 円
2 法第 28 条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ、第 31 条の 2 第 2 項第 15 号ニ、第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ、第 63 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ又は第 68 条の 69 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 100 平方メートル以下のもの 6,200 円 (2) 100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの 8,600 円 (3) 500 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの 13,000 円 (4) 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの 35,000 円 (5) 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの(敷地の面積が 1,000 平方メートル未満のものにあっては、10,000 平方メートルを超えるもの) 43,000 円 (6) 50,000 平方メートルを超えるもの(敷地の面積が 1,000 平方メートル以上のものに限る。) 58,000 円
3 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 41 条各号又は第 42 条第 1 項に規定する個人の new 築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1,300 円

別表第 4

(平成 13 条例 31・平成 14 条例 54・一部改正・平成 18 条例)

事務	名称	金額
1 都市計画法(以下この表において「法」という。)第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為の許可の申請又は第 34 条の 2 に基づく協議に対する審査	開発行為許可申請又は協議手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 0.1 ヘクタール未満のとき 21,000 円 イ 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき 31,000 円 ウ 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき 47,000 円 エ 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき 86,000 円 オ 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき 130,000 円 カ 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき 170,000 円 キ 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき 250,000 円 ク 10 ヘクタール以上のとき 420,000 円 (2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 0.1 ヘクタール未満のとき 21,000 円 イ 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき 47,000 円 ウ 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のとき 67,000 円 エ 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のとき 120,000 円 オ 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満のとき 200,000 円 カ 3 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満のとき 270,000 円 キ 6 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のとき 340,000 円 ク 10 ヘクタール以上のとき 480,000 円 (3) その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 0.1 ヘクタール未満のとき 86,000 円 イ 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のとき 130,000 円

		ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 190,000円 エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 260,000円 オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 390,000円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 510,000円 キ 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 660,000円 ク 10ヘクタール以上のとき 870,000円
2 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請又は同条第4項において準用する法第34条の2の規定に基づく協議に対する審査	開発行為変更許可申請又は協議手数料	次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が6,000円に満たないときは6,000円を、870,000円を超えるときは870,000円を、それぞれ手数料の金額とする。 (1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額 (3) その他の変更については、10,000円
3 法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項又は第34条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請又は協議に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請又は協議手数料	46,000円
4 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	26,000円

5 法第 43 条第 1 項の規定に基づく建築等の許可の申請又は同条第 3 項に基づく協議に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請又は協議手数料	次に掲げる敷地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 0.1 ヘクタール未満のもの 6,900 円 (2) 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満のもの 18,000 円 (3) 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満のもの 39,000 円 (4) 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの 69,000 円 (5) 1 ヘクタール以上のもの 97,000 円
6 法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものである場合 1,700 円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものである場合 2,700 円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、(1) 及び(2)以外のものである場合 17,000 円
7 法第 47 条第 5 項（法第 34 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙 1 枚につき 470 円
8 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 号に規定する開発行為又は建築に関する証明書等（法第 53 条第 1 項に係るものを除く。）の交付	開発行為等適合証明書交付手数料	470 円
9 法第 4 条第 12 項に規定する開発行為に該当しないことの証明書の交付	開発行為非該当証明書交付手数料	次に掲げる敷地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 1 ヘクタール未満のもの 7,400 円 (2) 1 ヘクタール以上のもの 12,000 円